

帯広市新エネルギー導入促進補助金交付要綱

改正 平成31年3月29日
令和2年3月6日
令和3年3月26日
令和6年3月29日

(目的)

第1条 この要綱は、新エネルギーや自然エネルギー等を利用し家庭における省エネルギー等をすすめることとする者に対し予算の範囲内で交付する補助金について必要な事項を定めるとともに、その普及促進を図り、もって地球温暖化防止及び環境負荷低減に寄与し、環境にやさしいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 低圧配電線と逆潮流有りで連携する太陽電池モジュールを有する設備一式をいう。
- (2) 木質ペレット おが粉状にした木材に圧力を加え高温加熱して製造した円柱状の燃料をいう。
- (3) 木質ペレットストーブ 木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機（木質ペレットを燃やすための付属品を設置することにより、木質ペレットストーブとして使用できるものを含む。）をいう。
- (4) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 ヒートポンプ技術を利用し空気の熱で湯を沸かすことができる電気給湯器及び電気給湯暖房機のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。
- (5) 潜熱回収型ガス給湯暖房機 潜熱を回収することで熱効率を上げるガス給湯暖房機をいう。
- (6) 定置型蓄電池 充電を行うことによって電気を貯め、繰り返し使用することが出来る電池をいう。
- (7) ガスエンジンコージェネレーションシステム ガスを燃料に電気をつくり、同時に発生する熱を暖房・給湯などに使用するものをいう。
- (8) 家庭用燃料電池 ガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて電気をつくり、同時に発生する熱を給湯などに使用するものをいう。
- (9) V2H充放電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から設備へ放電（給電）ができる装置。
- (10) おひさまソーラーネット帯広 J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省、農林水産省）に基づき、太陽光発電システム設置による二酸化炭素削減事業を行うため帯広市が設置し、管理、運営する二酸化炭素削減事業者をいう。
- (11) 補助事業者 補助金交付の決定通知を受けたものをいう。
- (12) 補助金要綱 帯広市補助金等交付要綱（昭和59年告示第152号）をいう。

(補助金の算定、対象経費)

第3条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、同表の第4欄に掲げるところにより算出した額（1,000円未満の端数は、その端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第5欄に掲げる額を限度額とし、対象設備の要件及び対象経費は同表第2欄及び第3欄の範囲内とする。

(補助金の交付対象住宅、対象者)

第4条 補助金の交付対象住宅及び対象者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 対象住宅 市内にある住宅又は市内に建築予定の住宅のうち、自ら居住する住宅（第10条の実績報告書提出時までに居住する予定の住宅を含み、自らの所有でない場合には所有者から補助対象設備を設置する許可を得られたもの）
- (2) 対象者 次のいずれにも該当するもの
 - ア 市内に居住する個人又は第10条の実績報告書提出時までに市内に居住する予定の個人であること。
 - イ 市税を滞納していない者であること（市長が特に認める場合を除く。）。)
 - ウ 自らを含め同一世帯内に別表の第1欄に掲げる対象設備において同一設備の補助を利用した者がいないこと。
 - エ 太陽光発電システムを設置する場合は、第10条の実績報告書提出時におひさまソーラーネット帯広に入会の申し込みをすること。
 - オ 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、帯広市新エネルギー導入促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次

の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出するものとする。

- (1) 補助対象設備に係る契約書の写し
- (2) 位置図（太陽光発電システムに限る。）
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類又は税情報確認承諾書（同意がある場合を除く。）
- (4) 定置型蓄電池又はV2H充放電設備を設置する場合（太陽光発電システムを同一年度内に設置する場合を除く。）は、太陽光発電システムが設置されていることが分かる書類等の写し。
- (5) 申請者以外の所有者全員の設置承諾書（設置する建物が共有の場合又は申請者の所有に属さない場合に限る。）
- (6) そのほか市長が必要と認める書類

（申請の受付）

第6条 補助金の交付申請の受付は先着順に行うものとする。ただし、予算の範囲を超えたときは、そのときをもって受付を終了するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の申請書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認められた場合に、補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金要綱に定める共通第14号様式により通知する。

（計画変更）

第8条 補助事業者は交付申請書に記載した次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ帯広市新エネルギー導入促進補助金計画変更承認申請書（様式第2号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 機種及び仕様の変更
 - (2) 設置予定額の変更
- 2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、帯広市新エネルギー導入促進補助金計画変更承認通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、計画変更による補助金の交付決定額の増額変更は、予算の範囲内で行うことができる。

（計画中止）

第9条 補助事業者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに帯広市新エネルギー導入促進補助金計画中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告書等）

第10条 補助事業者が補助事業を完了したときは、帯広市新エネルギー導入促進補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出するものとする。

- (1) 設備の設置状況を示すカラー写真
 - (2) 太陽光発電設備、定置型蓄電池又はV2H充放電設備を設置する場合（定置型蓄電池又はV2H充放電設備の場合は同一年度内に太陽光発電システムを設置する場合に限る。）、電力会社との電力受給に関する契約及び受給の開始が確認できる書類の写し。
 - (3) 工事・購入に係る領収書等の写し
 - (4) 太陽光発電システムの場合、おひさまソーラーネット帯広入会申込書
 - (5) 定置型蓄電池、V2H充放電設備、木質ペレットストーブ、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯暖房機の場合、機器の保証書の写し（潜熱回収型ガス給湯暖房機とガスエンジンコージェネレーションシステム又は家庭用燃料電池を同時に設置する場合にあっては、両機器の保証書の写し）
 - (6) そのほか市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による実績報告書は、補助金交付申請年度の3月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

（補助金の確定通知等）

第11条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、帯広市新エネルギー導入促進補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にて補助金の決定内容に適合しないと認めたときは、補助事業者に対して是正措置を命ずることができる。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の決定の取消等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を補助事業者に命ずることができる。

- (1) 対象事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。
- (3) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (4) 次の規定による報告を、正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 暴力団員等であることが判明したとき。
- (6) この要綱の規定に違反したとき。

(調査協力)

第14条 市長は、補助事業者に対し必要に応じて対象設備の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

(管理)

第15条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間において善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、天災等補助事業者の責に帰することのできない事由により対象設備が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第16条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ市長に承認を受けなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

(その他)

第18条 補助金の交付について必要な事項は、補助金要綱を準用するものとし、その他の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(帯広市個人住宅用新エネルギー導入補助金交付要綱の廃止)
- 2 帯広市個人住宅用新エネルギー導入促進補助金交付要綱(平成21年5月1日制定)は、廃止する。
(帯広市事業所用新エネルギー導入補助金交付要綱の廃止)
- 3 帯広市事業所用新エネルギー導入促進補助金交付要綱(平成21年5月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市新エネルギー導入促進補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後に行われる補助金の交付申請について適用し、平成22年度までに行われた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の帯広市新エネルギー導入促進補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後に行われる補助金の交付申請について適用し、平成23年度までに行われた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1 対象設備	2 対象設備の要件	3 対象経費	4 補助金の算定	5 限度額
太陽光発電システム	次の各号のすべての要件を満たすもの (1) 太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値が10kW未満(増設等の場合は既設分も含む。)であること。 (2) 電力会社と受給契約を締結できるものであること。 (3) 未使用品であること。	購入及び設置費用	太陽光発電システムの購入及び設置に要する対象経費に10分の1を乗じて得た額	50,000円
定置型蓄電池	(1) 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できる蓄電池であること。 (2) 蓄電池容量が1kWh以上であること。 (3) 未使用品であること。	購入及び設置費用	定置型蓄電池の購入及び設置に要する対象経費に10分の1を乗じて得た額	100,000円
V2H充放電設備	(1)電気自動車等と住宅とを分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 (2)常時、太陽光発電と接続すること。 (3)V2H充放電設備として市場に流通していること。 (4)未使用品であること。	購入及び設置費用	V2H充放電設備の購入及び設置に要する対象経費に10分の1を乗じて得た額	60,000円
木質ペレットストーブ	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 直接的に暖房に供するもの。 (2) 未使用品であること。	購入費用	木質ペレットストーブの購入に要する対象経費に2分の1を乗じて得た額	100,000円

1 対象設備	2 対象設備の要件	3 対象経費	4 補助金の算定	5 限度額
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) ヒートポンプ技術を利用してお湯を沸かす給湯器のうち、二酸化炭素を冷媒として使用すること。 (2) 寒冷地対応であること。 (3) 未使用品であること。	購入費用	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の購入に要する対象経費に10分の1を乗じて得た額	30,000円
潜熱回収型ガス給湯暖房機 ※ガスエンジンコージェネレーションシステム又は家庭用燃料電池同時設置を含む	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 (2) 給湯熱効率が90%以上(カタログ値)であること。 (3) 寒冷地対応であること。 (4) 未使用品であること。 以下、ガスエンジンコージェネレーションシステム同時設置の場合の追加要件 (5) 天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱及び電気の供給を目的としたシステムであること。 (6) 熱出力が5kW以下であること。 (7) 小出力発電設備であること。 (8) 総合効率が低位発熱量基準で80%以上あること。 (9) ガスエンジンコージェネレーションシステムは寒冷地対応であること。 (10) ガスエンジンコージェネレーションシステムは未使用品であること。 以下、家庭用燃料電池同時設置の場合の追加要件 (11) 天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱及び電気の供給を目的としており、燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。 (12) 家庭用燃料電池は寒冷地対応であり、市場に流通していること。 (13) 家庭用燃料電池は未使用品であること。	購入費用	潜熱回収型ガス給湯暖房機(同時設置の場合はガスエンジンコージェネレーションシステム又は家庭用燃料電池を含む)の購入に要する対象経費に10分の1を乗じて得た額	30,000円 ※ガスエンジンコージェネレーションシステム又は家庭用燃料電池同時設置の場合 110,000円

備考

- 1 太陽光発電システムの購入及び設置費用は、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器(接続箱に内蔵)、パワーコンディショナ、電力モニター、余剰電力販売用電力量計、交流側開閉器、配線器具、配線及び設置工事に係る費用とする。
- 2 定置型蓄電池の購入及び設置費用は、蓄電池本体、配線器具、配線及び設置工事に係る費用とする。
- 3 V2H充放電設備の購入及び設置費用は、充放電設備本体(充放電ケーブル含む)、パワーコンディショナ、リモコン、配線器具、配線及び設置工事に係る費用とする。
- 4 木質ペレットストーブの購入費用は、ストーブ本体の購入に係る費用とする。
- 5 CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器の購入費用は、ヒートポンプユニット、貯湯タンク、リモコン、防雪設備、脚部カバー及び架台の購入に係る費用とする。
- 6 潜熱回収型ガス給湯暖房機の購入費用は、給湯暖房機本体、リモコン、据置台及び給排気装置の購入に係る費用とする。ガスエンジンコージェネレーションシステム同時設置の場合は、ガスエンジン発電ユニット、電源切替ユニット及びリモコンを含む。家庭用燃料電池同時設置の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニット及びリモコンを含む。